

就学援助制度についてのお知らせ

お子様の市立小・中学校への就学にあたり、経済的な理由でお困りの方を支援します！

保護者の方は必ず
お読みください

1. 就学援助制度の概要



Q1：そもそも「就学援助」ってなに？

Q2：就学援助費はどんな人が受け取れる？

A1：お子様が市立小・中学校に通うのに必要な費用を援助します。

(例)



学用品費



給食費



修学旅行費

A2：次の申請理由のどれかに当てはまる方は、就学援助費の申請をすることができます。

申請理由	
(1)	生活保護の受給
(2)	今年度又は前年度に生活保護が停止又は廃止しており、現在も生保受給中と同じ世帯状況である
(3)	児童扶養手当を受給 ※「児童手当」「特別児童扶養手当」は対象外
(4)	令和6年の所得が基準額以下（目安額参照）
(5)	その他経済的に困っている（令和6年の所得は基準額超過）

※(5)については別紙「認定基準額を超過しても援助を要すると認められる理由及び必要書類について」を確認してください。

世帯人数	合計所得（目安額）
2人	約230万円
3人	約286万円
4人	約330万円
5人	約379万円
6人	約430万円
7人	約482万円
8人	約516万円

※掲載の基準額は目安であり、世帯の年齢構成によって変化します。

2. 申請の流れ

令和6年度末時点で認定されている場合は「申請」しなくても「審査」されます。

① ご自宅に案内一式が
届きます



② オンライン or 郵送 で申請します



- ・オンライン申請の詳細は、別紙をご確認ください。
- ・郵送の場合、封筒・切手代は申請者様がご負担ください。
- ・「継続申請対象予定者」の方は、申請不要です。

③ 教育委員会で審査
申請・認定状況などについては
学校と共有



④ 認定結果のお知らせは、申請者のご自宅に郵送されます。



※認定結果のお知らせは、7月末頃の送付予定です。

※申請時期や申請内容により、初回の審査に間に合わなかった場合、審査に時間がかかるため、10月以降のお知らせになる場合があります。

裏面も
ご覧ください

就学援助年間スケジュール(予定)

R7.4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R8.1月	2月	3月	4月
令和7年度就学援助費申請書受付期間 ※3												
4/1 から申請 受付を開始。 ※1 ※2 ※3			認定結果通知 ※4	第1回支給		第2回支給 ※5		第3回支給			第4回支給	

※1 申請は、「オンライン申請」と「紙申請書」による申請を選択できます。提出先はいずれも川崎市教育委員会学事課です。

※2 「令和7年3月31日時点で認定」だった方は、申請書の提出は不要です（申請されたものとして審査します）。

※3 年間を通じて随時申請できますが、認定となった際は、原則として申請月以降が就学援助費の支給対象となります。なお、年度当初（4/1）で認定となるには、6月2日まで（郵送・持参の場合は必着）の申請が必要です。

※4 初回の結果通知は7月末頃送付予定です。申請時期や申請内容により、初回の審査に間に合わなかった場合は、10月以降のお知らせになる場合があります。

※5 第2回支給は第1回で支給がなかった方や修学旅行費等の支給がある方のみが対象です。

就学援助費の種類及び金額(下表は令和6年度)

援助費目 ※1	小学校			中学校		
	1 年	2～5 年	6 年	1 年	2 年	3 年
学用品費・通学用品費	11,630 円 (年額)	13,900 円 (年額)		22,730 円 (年額)	25,000 円 (年額)	
校外活動費 (★)	1,600 円 (年額)			2,310 円 (年額)		
夏季施設参加費		実費			実費	
自然教室参加費 (食事代) (★) ※2		小5 のみ 3,620 円		3,620 円		
通学費	実費 (学区内居住者で 2 km以上のみ)			実費 (学区内居住者で 3 km以上のみ)		
新入学児童生徒 学用品費	新入学準備金 57,060 円※3		新入学準備金 63,000 円	63,000 円 ※3		
修学旅行費 (★)			実費			実費
クラブ活動費				20,280 円 (年額)	12,480 円 (年額)	7,200 円 (年額)
卒業アルバム代等			実費			実費
学校病医療費 (★)	実費			実費		
学校給食費	実費 (就学援助認定後、市が実費を負担) ※4					

※1 生活保護受給者は(★)の援助費目のみ支給対象です。

※2 ハケ岳少年自然の家以外の他施設を利用した場合は、各施設の食事代に基づいた実費を支給します。

※3 小学校・中学校入学前に「新入学準備金」を受給した方は、小学校1年生・中学校1年生時に「新入学児童生徒学用品費」は受給できません。

※4 就学援助の認定までは給食費をお支払いいただき、認定後、支払い分を健康給食推進室から給食費の登録口座に還付します。

問合せ先

就学援助制度全般 川崎市教育委員会事務局総務部学事課

044-200-3736



ホームページ: <https://www.city.kawasaki.jp/880/category/12-8-1-0-0-0-0-0-0.html>

English / 中文 / 한글 / Español / Português / ภาษาไทย / Người việt nam / Filipino / नेपाली

学校病医療費

川崎市教育委員会事務局学校教育部健康教育課

044-200-3293

学校給食費

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室

044-200-2539